

7. 計画の進行管理

7-1. 計画の進行体制

(1) 計画の推進体制

本計画の基本理念「環境・社会・経済の好循環による持続可能な脱炭素社会の実現」及び温室効果ガスの排出量削減目標等の達成に向けては、各種対策・施策の展開をはじめ、県民・事業者・民間団体等及び行政の各主体が互いに連携・協力し、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。

表7-1 各主体の役割

主体		期待する役割・担う役割
行政	県	<ul style="list-style-type: none"> 本計画に基づく温室効果ガスの排出量削減、気候変動への適応策実施に向けた対策・施策を総合的かつ効果的に推進し、本計画に示した削減目標の達成を目指すため、庁内各部局幹事課長等を構成員とする庁内連絡会議を設置する。 県民・事業者や市町に対し、場の提供(温対法に基づく地球温暖化対策地域協議会の活用など)や連携・協働体制の構築、補助事業等の共有など、地球温暖化対策に関する支援や情報発信を行う。
	市町	<ul style="list-style-type: none"> 国や県、県民及び事業者と連携・協力し、模範的かつ率先的な地球温暖化対策を実施する。 温対法に基づく地方公共団体実行計画を策定する。
県民		<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化問題に関する理解を深め、自らのエネルギー消費量・温室効果ガス排出量を把握する。 日常生活における省エネルギー行動の実践や再生可能エネルギーの利用など、脱炭素ライフスタイルへの転換を図る。 地域で行われる地球温暖化対策に関する様々な活動に積極的に参加する。
事業者 民間団体等		<ul style="list-style-type: none"> 事業活動によって生じた温室効果ガスの排出量等の把握、省エネルギー設備や再生可能エネルギー利用設備の導入など、持続可能な事業活動への転換を図る。 地域で行われる地球温暖化対策に関する様々な活動に積極的に参加するとともに、他事業者や地域住民とともに連携・協働した対策に取り組むとともに、情報発信を行う。 地域に根差した地球温暖化対策の取組みを行うとともに、各主体をつなぐ。

また、以下の体制により、本計画を推進していきます。

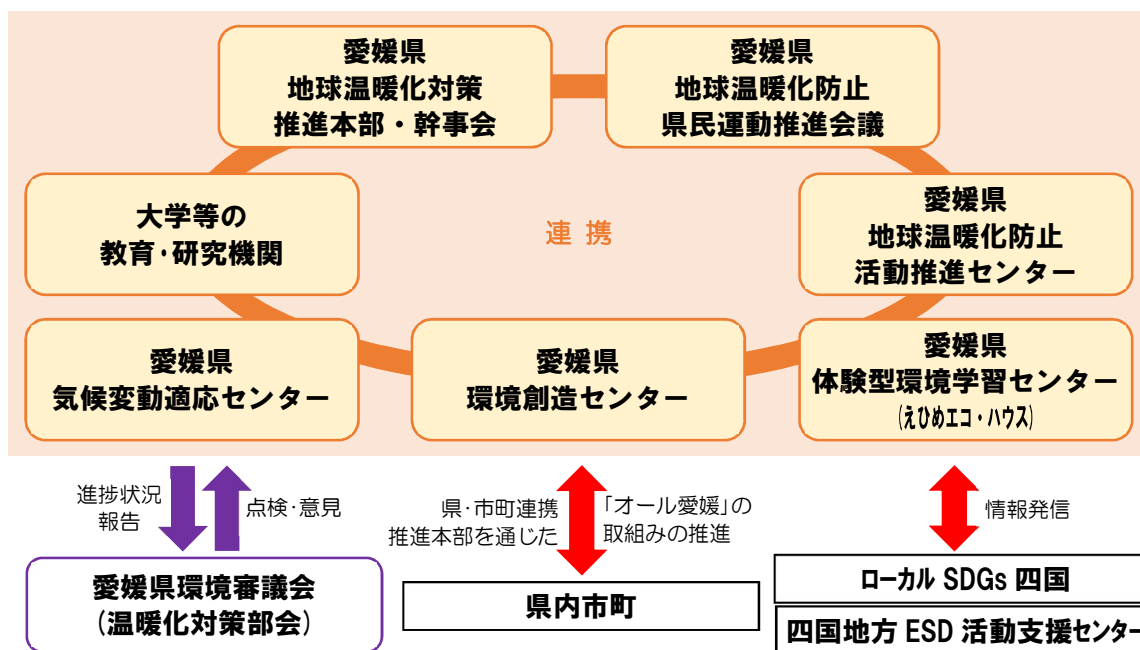


図7-1 計画の推進体制

表 7-2 県が取組む連携・協働体制の構築のための推進組織等

推進組織等	内 容
愛媛県地球温暖化対策推進本部・幹事会	県の地球温暖化対策推進に向けた庁内組織(意思決定機関)。推進本部は、副知事を本部長、副本部長を県民環境部長とし、各部局長・地方機関の長で構成。幹事会は、会長を環境局長、副会長を環境技術専門監及び環境・ゼロカーボン推進課長とし、各幹事課長・関係課長で構成。
愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議	2008(平成 20)年 6 月に設立。会長を愛媛県知事とし、県民総ぐるみによる温室効果ガスの排出量削減の取組みを実施。各種取組の実効性を高め、本計画に示した目標の達成を目指す。(2023(令和 5)年 11 月現在、会員:20 市町、265 企業・団体)
大学等の教育・研究機関	技術や社会経済活動のイノベーションに不可欠な人文社会科学から自然科学までの幅広い知見を有し、また、知識やスキルを持つ人材育成に取り組む大学等の教育・研究機関との連携により、脱炭素化に向けた取組みを加速させる。
愛媛県地球温暖化防止活動推進センター	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、県の温暖化防止活動の推進拠点として愛媛県知事が指定。県民・行政・事業者等への地球温暖化対策の普及啓発や実践活動のサポート及びコーディネートを行うほか、県内の関係主体とのパートナーシップの構築を図り、地域に密着した取組みを行う。
愛媛県気候変動適応センター	国気候変動適応センター(国立環境研究所)や他の研究機関との連携・情報共有を図り、気候変動の影響や適応策に関する情報の収集・分析・提供等を行う拠点として、県組織内に設置。県で生じている気候変動影響やその適応策に関して調査・研究を行い、得られた知見や県内の先進的な取組み事例などについて、県民や事業者等へ情報提供を行う。
愛媛県環境創造センター	環境創造のため、先進的技術開発や施策展開を総合的かつ計画的に企画・立案及び実施するとともに、環境研究機能等の強化を行う組織。県内に在住する環境関連の実務者や環境保全活動者などを対象とした専門的で質の高い講義内容の「えひめ環境大学」の開講も担う。
愛媛県体験型環境学習センター(えひめエコ・ハウス)	2003(平成 15)年 4 月に開設。県民の地球温暖化防止などに対する環境保全意識の向上を図ることを目的に、住宅や事務所等へ導入可能な地球温暖化防止技術の体験の場を提供するとともに、環境学習及び環境保全活動の支援を行う。
ローカル SDGs 四国	企業、金融機関、NPO 等活動団体、大学・研究機関、有識者、行政等が有機的に連携し、ローカル SDGs が達成された魅力ある四国を創ることを目的とし、この取組みを推進するプラットフォームとして 2021(令和 3)年 2 月に設立。(2023(令和 5)年 11 月現在、団体会員 188 団体(愛媛県内 64 団体)、個人会員 5 名)
四国地方 ESD 活動支援センター	関係省庁が民間団体との連携事業として官民協働で開設したプラットフォームで、日本国内 8 カ所(北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州)の地方センターと、広域連携を視野に入れた ESD 活動支援センター(全国)がある。四国 ESD センターは四国 4 県で、ESD 活動の支援や人材育成、情報共有を行うとともに、地域や全国・世界とのつながりやネットワークを活かし、持続可能な社会を目指す。

7-2. 計画の進行管理

(1) 計画の進捗状況の把握

計画の進捗状況を把握するため、県内の温室効果ガスの排出状況について、毎年定期的に推計を実施するとともに、計画に位置づけた施策の実施状況についても取りまとめを行います。

(2) 取組状況の評価

温室効果ガス排出量の推計結果から、計画に示した削減目標の達成状況を確認するとともに、各施策の取組状況については、マネジメントサイクル(PDCA サイクル)による評価を行い、対策・施策の見直しや追加等を行います。

また、温室効果ガスの排出量の推計結果や対策・施策の実施状況については、毎年度、県のホームページなどを通じ、広く県民に公表するほか、必要に応じ「愛媛県環境審議会」へ報告することにより、外部有識者の視点からも適切な評価を加えていただくものとします。

7-3. 計画の見直し

本計画については、「区域施策編」「事務事業編」及び「気候変動適応計画」それぞれの目標の達成状況や施策の実施状況等を踏まえ、中間見直しを行います。

また、今後の温室効果ガスの排出量の推移や地球温暖化対策に関する国内外の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ適宜見直しを行います。

なお、計画の見直しにあたっては、「愛媛県環境審議会」の意見を聴くこととします。